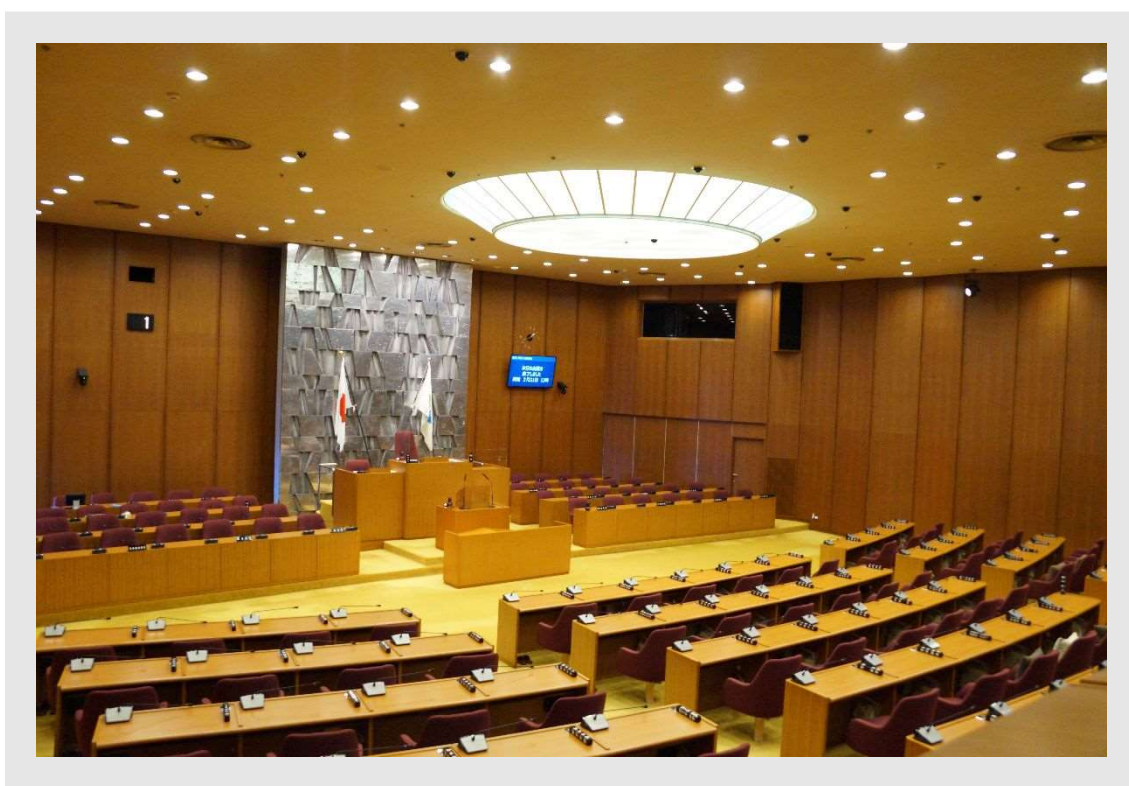


# 札幌市議会基本条例 検証報告書



札幌市議会  
令和5年2月



# 札幌市議会基本条例 検証報告書

## 目 次

1	札幌市議会基本条例とは .....	3
2	検証の概要 .....	3
3	評価の概要 .....	4
4	検証結果 .....	8
	前文 .....	8
	第1条 目的 .....	10
	第2条 議会の役割 .....	12
	第3条 議会の活動原則 .....	16
	第4条 交流及び情報交換の推進 .....	20
	第5条 災害時の議会の役割 .....	22
	第6条 議員定数 .....	24
	第7条 議長及び副議長の役割 .....	26
	第8条 本会議 .....	28
	第9条 委員会 .....	30
	第10条 本会議及び委員会の運営 .....	32
	第11条 議員報酬 .....	34
	第12条 議員の活動原則 .....	36
	第13条 会派 .....	38
	第14条 政務活動費 .....	40
	第15条 市民参加 .....	42
	第16条 広報及び広聴の充実 .....	44
	第17条 本会議及び委員会の公開 .....	48
	第18条 市長等との関係 .....	50
	第19条 議会への説明等 .....	52
	第20条 監視及び評価 .....	54
	第21条 政策の立案及び提言 .....	56

第 22 条	議会の機能強化及び議会改革.....	58
第 23 条	議決事件の拡大.....	60
第 24 条	専門的知見の活用.....	62
第 25 条	検討組織の設置.....	64
第 26 条	政治倫理.....	66
第 27 条	議会事務局.....	68
第 28 条	議会図書室.....	70
第 29 条	最高規範性.....	72
第 30 条	条例の見直し.....	74

## 1 札幌市議会基本条例とは

本市議会では、市民へ議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定める「札幌市議会基本条例（以下、「条例」という。）」を平成25年2月26日に制定しました。

この条例は、本市議会における最高規範として、議会活動の礎となるもので、平成25年4月1日に施行しています。

施行後は、この条例を市民と共有することを通じて、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、自らの改革と機能強化の充実に継続的に取り組んでいます。

## 2 検証の概要

### (1) 検証の目的

条例の制定から一定の期間が経過し、条文にある議会の機能強化、二元代表制としての役割を果たしているか、常任委員会・調査特別委員会の活性化を図ることができているかなどの検証を行う必要があるとして、交渉会派の各幹事長で構成する「議会機能強化・改革検討委員会（非交渉会派はオブザーバー参加）」で、令和4年2月から12月までの間、計9回の会議を通じて各条文の検証を行いました。

### (2) 議会機能強化・改革検討委員会 名簿

会派名	議員名
自由民主党	伴 良隆（座長）
民主市民連合	中村 たけし
公明党	福田 浩太郎
日本共産党	小形 香織
市民ネットワーク北海道	石川 さわ子（オブザーバー）

### (3) 検証方法

各条文の「取組状況」「評価、評価の理由」「今後の方向性」について、協議・検証を行い、条文ごとに「検証結果」にまとめました。

各検証結果の構成は以下のとおりです。

#### ア 項目、条文、趣旨・解説

条例の制定時に作成した解説資料の内容を掲載しています。

#### イ 取組状況

各条文に関係する本市議会の取組を記載しています。

なお、同内容の文章を他の条文にも掲載している取組には「再掲：第●条」と表示しています。

## ウ 評価・評価の理由

条文の内容と取組状況を踏まえた評価とその理由を記載しています。  
評価の区分と評価基準は以下のとおりです。

評価区分	評価基準
1 十分できている	積極的な取り組みを行っており、条文の目的が十分に達成されている。
2 ある程度できている	取組に改善すべき余地があるものの、条文の目的がある程度達成されている。
3 できていない	改善すべき点が多く、条文の目的が満足に達成されていない。または、条文の目的が全く達成されていない。
4 その他	上記のいずれにも該当しない。(前文や条例の目的など総論的な項目のため評価になじまないなど。)

## エ 今後の方向性

取組状況と評価を受けた今後の方向性について記載しています。

## 3 評価の概要

### (1) 評価結果

検証結果のうち、評価結果の各区分の項目数・割合は下表のとおりであり、9割の項目で「できている」との評価になりました。なお、検証を通じて、条例改正を必要とする意見はありませんでした。

※「その他」の内訳は、「総論的な項目であり評価になじまないため、各条文において評価を行う」が2項目、「市長等による説明に係る規定であるため、議会における評価は行わない」が1項目となっています。

評価区分	項目数(割合)
1 十分できている	11項目(35%)
2 ある程度できている	17項目(55%)
3 できていない	0項目(0%)
4 その他	3項目(10%)

} 90%

各条文の評価結果については、下表のとおりです。

条文		評価区分
前文		4 その他
第1条	目的	4 その他
第2条	議会の役割	2 ある程度できている
第3条	議会の活動原則	2 ある程度できている
第4条	交流及び情報交換の推進	2 ある程度できている
第5条	災害時の議会の役割	2 ある程度できている
第6条	議員定数	2 ある程度できている
第7条	議長及び副議長の役割	1 十分できている
第8条	本会議	1 十分できている
第9条	委員会	1 十分できている
第10条	本会議及び委員会の運営	2 ある程度できている
第11条	議員報酬	1 十分できている
第12条	議員の活動原則	2 ある程度できている
第13条	会派	1 十分できている
第14条	政務活動費	2 ある程度できている
第15条	市民参加	2 ある程度できている
第16条	広報及び広聴の充実	2 ある程度できている
第17条	本会議及び委員会の公開	1 十分できている
第18条	市長等との関係	2 ある程度できている
第19条	議会への説明等	4 その他
第20条	監視及び評価	2 ある程度できている
第21条	政策の立案及び提言	2 ある程度できている
第22条	議会の機能強化及び議会改革	2 ある程度できている
第23条	議決事件の拡大	2 ある程度できている
第24条	専門的知見の活用	1 十分できている
第25条	検討組織の設置	1 十分できている
第26条	政治倫理	2 ある程度できている
第27条	議会事務局	2 ある程度できている
第28条	議会図書室	1 十分できている
第29条	最高規範性	1 十分できている
第30条	条例の見直し	1 十分できている

## (2) 今後に向けた取り組み

各条文の「今後の方向性」に記載した内容のうち、以下の3項目については、検証の目的に照らし特に取り組みを充実させるべきものとして、引き続き調査・研究し議論を深めます。

項目	条文	今後の方向性に記載した内容
政策立案及び 政策提言	第2条 議会の役割  第12条 議員の活動原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる政策提案に向け、超党派によるものも含めた議員提案条例の積極的な検討と、それに向けた議員研修等による政策法務能力の向上に努める。</li> <li>多様な市民意見を的確に把握するとともに、常に自己研さんに努めることで、新たな政策の立案や提言につなげていく。</li> </ul>
議会のペーパー レス化・ICT化	第3条 議会の活動原則  第22条 議会の機能強化 及び議会改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>タブレット端末を導入した議会のペーパーレス化やICT化など、時代に即した議会改革についても、さらに議論を深めていく。</li> <li>タブレット端末を活用した議会のペーパーレス化やICT化に向けた議論を積極的に進める。</li> </ul>
議員相互間の 討議	第12条 議員の活動原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の事例を調査・研究し、議員相互間の討議の更なる充実に向けた検討を行う。</li> </ul>





## < 検証結果 >

項目	「前 文」
条 文	<p>札幌市議会は、極限の北の大地において言語に絶する困難の連続にも屈しなかった先人たちの偉業を受け継ぎ、これからの道都札幌の誇りある歴史を刻んでいくために、ここに今、自らが果たすべき役割を強く自覚するものである。</p> <p>札幌市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組により、世界に誇り得る都市として飛躍的な発展を遂げてきた。</p> <p>こうした先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で連綿と培われてきた寛容かつ進取の気風を大切に、本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。</p> <p>近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められている。市政課題が複雑高度化する中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、本市議会のこうした伝統を重んじながら、一方で、災害時における議会の役割を踏まえるなど、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。</p> <p>よって、札幌市議会は、市民、市議会及び市長、この三者の関係の中で、本市議会及び本市議会議員が果たすべき役割等を明確化し、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に答える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを誓い、本市議会における最高規範たるこの条例を制定する。</p>

趣旨・解説	<p>【趣旨】 前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにしたものです。</p> <p>【解説】 本市議会では、これまでも「請願・陳情の随時受け付けと、これらの審査時における提案者からの説明機会の確保」など様々な取組を行ってきました。これらの取組は、開かれた議会の実現に向けた改革の成果であり、本市の歴史性に立脚した先進的かつ積極的な取組と言えます。</p> <p>近年、地方分権社会への転換が進められ地方公共団体の権限が増加するとともに、市政課題は複雑高度化しています。それに伴い、地方議会の役割も年々その重要さが増しています。そうした中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、その果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、これまでの伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。</p> <p>このような認識の下、本市議会では、法に基づく全国一律のルールに加えて、本市議会として取組の充実を引き続き模索していくための骨格となる独自の規範を作り上げる必要があると考え、このたび札幌市議会基本条例を制定しました。</p> <p>この前文は、こうした条例の制定の背景や経緯について触れるとともに、この条例の内容を市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展と市民福祉の向上に寄与するという、本市議会の決意を述べています。</p>
-------	---

取組状況	総論的な項目のため、各条文において具体的な取組状況の検証を行う。
------	----------------------------------

評価	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総論的な項目であり評価になじまないため、各条文において評価を行う。</li> </ul>

今後の方向性	同上
--------	----

項目	第1条「目的」
条文	<p>第1条 この条例は、二代表制における札幌市議会（以下「議会」という。）及び札幌市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に基づき、市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、この条例を制定する目的について規定したものです。</p> <p>【解説】 目的規定は、条例全体の内容のあらましが分かるように置かれるもので、ごく簡単なものを除き、ほとんどの条例の第1条に置かれています。目的規定では、直接の目的だけでなく、必要に応じて目的の達成手段なども掲げられます。</p> <p>ここでは、前文において掲げた議会の決意等を踏まえ、これまで明文化されていなかった議会と議員の役割等を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定め、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応え市の発展と市民福祉の向上に寄与することを、この条例の制定目的として定めています。</p>
取組状況	総論的な項目のため、各条文において具体的な取組状況の検証を行う。
評価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総論的な項目であり評価になじまないため、各条文において評価を行う。</li> </ul>
今後の方向性	同上



項 目	第2条「議会の役割」
-----	------------

条 文	<p>第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。</p> <p>(4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。</p>
-----	---

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、市政において議会が担う役割について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 第1号では、議会は憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議案や請願・陳情等を審議・審査した上で、これらを議決する役割を担うことを定めています。</p> <p>第2号では、議会は二元代表制の下、市長等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう監視し、評価する役割を担うことを定めています。</p> <p>第3号では、議会は複雑高度化する市政課題等について調査研究を行い、自ら政策を立案したり、これを市長等に提言を行ったりする役割を担うことを定めています。</p> <p>第4号では、議会は地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出や議会としての意思表示である決議を行うことにより、国や関係行政庁等に対し意思意見を表明し、その対応を促す役割を担うことを定めています。</p>
-------	--

取組状況	<p><b>第1号関係</b></p> <p>1 議案等 本市議会における議案等の議決状況は以下のとおり。</p> <p>&lt;議案等議決件数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>265</td> <td>222</td> <td>253</td> <td>220</td> <td>242</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 請願、陳情 ※再掲：第15条 本市議会における請願・陳情の受理状況は以下のとおり。</p>	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	265	222	253	220	242
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年							
265	222	253	220	242							

なお、本市議会では、請願と陳情の取扱いに差異を設けていない。  
また、請願及び陳情の初審査時に提出者の趣旨説明を聴取している。

<請願・陳情受理件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
8	10	14	12	113

※令和3年は、113件中97件が同一案件

<請願・陳情議決件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
3	5	3	2	1

第2号、第3号関係

3 行政監視・評価、政策の立案・提言 ※再掲：第18条、一部再掲：第20条  
代表質問、議案や請願・陳情等の審査などを通じて、また、委員会においては市政に関する計画等についての報告を受けることにより、市政運営の監視・評価を行うとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるよう求めている。

また、市政の課題等について調査・研究を行うため、他都市の施策等について調査、視察を実施するとともに、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行っている。（※議員提案による条例の制定、決議及び質疑については、「政策の立案及び提言」（第21条）に詳しく掲載）

<他都市への調査・視察件数> ※再掲：第4条

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
252	155	139	105	85

※本数値は議会事務局を通じた調査等に限る。

第4号関係

4 意見書・決議

意見書とは、市政の発展に必要な事柄の実現を、国や北海道等、関係機関に要請するため、地方自治法第99条に基づき、市議会の意思を決定し、表明するもの。決議とは、市議会としての意思を決定し、それを対外的に表明するものである。

本市議会における意見書・決議の可決状況は、以下のとおり。

<意見書可決件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
24	34	17	19	23

<決議可決件数> ※再掲：第21条

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1	3	4	2	1

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 議案や請願・陳情の審議・審査や当局からの事業計画報告聴取、並びにこれらの議決を行うことなど、条文に規定されている役割を果たしている。</li> <li>• 議員提案条例である「札幌市歯科口腔保健推進条例」の制定や市政課題等についての調査研究などにより、本市に対して政策提案を行っているが、さらなる市の発展のため、複雑高度化する市政課題に対する調査研究を充実・強化する必要がある。</li> <li>• 意見書について、可能な限り合意形成に努めている。</li> </ul>
<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• さらなる政策提案に向け、超党派によるものも含めた議員提案条例の積極的な検討と、それに向けた議員研修等による政策法務能力の向上に努める。</li> <li>• 請願、陳情受理件数に比して議決件数が少ないため、さらに審議を尽くしていく。</li> </ul>





項 目	第3条「議会の活動原則」
-----	--------------

条 文	<p>第3条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。</p> <p>(2) 多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。</p> <p>(3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報公開を進めること。</p> <p>(4) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p>
-----	---

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、第2条に規定する役割を果たすため議会在遵守すべき活動原則について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 第1号では、二元代表制の下、議会は、憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議案や請願・陳情等を議決する役割を担っていることから、その責任を自覚した上で、その機能を最大限発揮するよう活動することを定めています。</p> <p>第2号では、議会は市民の代表である議員から構成される合議制の機関であることに鑑み、多様な市民意見を十分に把握した上で、公正で公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うことを定めています。</p> <p>第3号では、市民意見を市政に反映させるとともに、議会活動について多くの市民にご理解いただくことが、市民自治を実現する有効な手段となることから、議会は市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと、議会活動について積極的に情報公開を進め、市民への説明責任を果たすことを定めています。</p> <p>第4号では、本市議会が多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を持ち、自らの改革に継続的に取り組んでいかなければならないという認識に立ち、議会は市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むことを定めています。</p>
-------	---

**第1号関係**

1 議案等 ※再掲：第2条

本市議会における議案等の議決状況は以下のとおり。

<議案等議決件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
265	222	253	220	242

2 請願、陳情 ※再掲：第2条

本市議会における請願・陳情の受理状況は以下のとおり。

なお、本市議会では、請願と陳情の取扱いに差異を設けていない。

<請願・陳情受理件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
8	10	14	12	113

※令和3年は、113件中97件が同一案件

<請願・陳情議決件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
3	5	3	2	1

**第2号関係**

3 市民等からの意見・要望等の受付

議長、議会宛での意見・要望等について、文書、電話、FAX、市議会ホームページメールフォーム等で受け付けているほか、必要に応じて、各会派に情報提供を行っている。

<要望等受付件数>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
332	232	402	399	383

**第3号関係**

4 会議及び会議録の公開

本会議及び委員会は原則公開している。

また、本会議及び委員会の会議録を作成し、市議会ホームページで公開している。

なお、会議の傍聴及び会議録の公開については、「本会議及び委員会の公開」（第17条）に詳しく掲載している。

5 各広報媒体による情報公開

市議会ホームページにて、本会議及び特別委員会の生中継及び録画配信を行っているほか、会議日程や会議の結果などについても公開している。

また、本市が毎月発行している「広報さっぽろ」に、「市議会の動き」として、委員会の主な活動状況や定例会の日程等を掲載しているほか、毎定例

会終了後の年4回、市議会広報誌「さっぽろ市議会だより」を発行するなど、各広報媒体により情報公開を行っている。

なお、各種広報に係る詳しい取組状況は、「広報及び広聴の充実」（第16条）に掲載している。

#### 第4号関係

##### 6 議会の機能強化及び改革に係る検討組織の設置 ※再掲：第25条

議長の諮問に基づき、議会の機能強化・改革に関するテーマを協議するための検討組織を設置している。

なお、議会改革に係る取組状況については、「議会の機能強化及び議会改革」（第22条）に掲載している。

評 価	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 本会議及び委員会は原則公開しているほか、市議会のホームページでは生中継や録画配信を行うとともに、過去の会議録も公開をしている。</li><li>• 議員個人においても、広報誌やSNSなどを通じての情報発信に努めている。</li><li>• 3号に規定している「市民が参加しやすい開かれた議会運営」という点について、日中に仕事等で議会を傍聴できない市民もあり、それらの方々に訴求する方法について課題がある。</li><li>• 議会機能強化・改革検討委員会を設け、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組んでいる。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市民が参加しやすい開かれた議会運営に向けたさらなる手法拡充を検討する。</li><li>• タブレット端末を導入した議会のペーパーレス化やICT化など、時代に即した議会改革についても、さらに議論を深めていく。</li></ul>



項 目	第4条「交流及び情報交換の推進」
-----	------------------

条 文	第4条 議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、他の地方公共団体の議会との関係の在り方について規定したものです。</p> <p>【解説】 議会活動の成果を高めるためには、他の地方公共団体の議会における先進的な取組等を参考にすることも有効です。そこで本条では、議会は他の地方公共団体の議会と交流を行い、相互に情報交換を図るよう努めることを定めています。</p>
-------	---

取組状況	<p>1 他の地方公共団体との情報交換</p> <p>各常任委員会・議会運営委員会において、関係する本市の諸課題や取組について、道外他都市の事例を調査し、今後の委員会活動や本市施策等の参考とするため、行政視察を行っている。(令和2・3年度は、新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、実施しておりません。)</p> <p>また、市政の課題等について調査・研究を行うため、他都市の施策等について調査・視察を行っている。</p> <p>同様に、他都市から本市へも施策等について調査・視察が行われている。</p> <p>&lt;他都市への調査・視察件数&gt; ※再掲：第2条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>252</td> <td>155</td> <td>139</td> <td>105</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本数値は議会事務局を通じた調査等に限る。</p> <p>&lt;他都市からの調査・受入件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>481</td> <td>465</td> <td>486</td> <td>289</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本数値は議会事務局を通じた調査等に限る。</p> <p>2 各指定都市議会との情報交換</p> <p>各指定都市間において、各市の施策、予算・決算等の状況について、毎年、情報交換を行っているほか、議員提出議案の議決状況等について、随時情報交換を行っている。</p>	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	252	155	139	105	85	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	481	465	486	289	264
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
252	155	139	105	85																	
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
481	465	486	289	264																	

3 関係団体の会議への出席

議長が札幌市議会を代表して以下の関係団体の会議等に出席し、各市議会と情報共有、連携を図っている。

- (1) 全国市議会議長会 相談役 ※平成29・30年度は会長職  
ア 指定都市協議会 会員  
イ 基地協議会 会員
- (2) 北海道市議会議長会 会長
- (3) 会営競馬所在都市議会協議会 副会長
- (4) 都道府県庁所在都市議長会 理事
- (5) 全国民間空港所在都市議会協議会 会員

評価	1 十分できている <input checked="" type="checkbox"/> 2 ある程度できている <input type="checkbox"/> 3 できていない <input type="checkbox"/> 4 その他 <input type="checkbox"/>
	【評価の理由】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本条に規定する取り組みについて、新型コロナウイルス感染拡大後は自粛をしていたものの、これまで、他都市先進事例の視察や各種研修を通じて、交流及び情報交換を積極的に行ってきた。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の発展や市民福祉の向上のためには、他都市の先進的な取り組みを参考にすることも有効であることから、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、引き続き他の地方公共団体との情報交換を行う。</li></ul>

項 目	第5条「災害時の議会の役割」
条 文	<p>第5条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、災害が発生した場合における議会の役割について規定したものです。</p> <p>【解説】 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害時の議会の役割の重要性が再認識されています。そこで本条では、災害が発生した場合において、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組む旨、本市議会の決意を定めています。</p>
取組状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 札幌市議会大規模災害対応要領の策定 平成29年4月1日に札幌市議会大規模災害対応要領を策定した。 当該要領において、札幌市において大規模災害が発生したときに、札幌市災害対策本部の設置に応じて札幌市議会災害対策支援本部を設置し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るための、必要な事項を定めている。 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、札幌市議会災害対策支援本部を設置し、当該要領に基づき災害対応を実施した。</li> <li>2 北海道胆振東部地震及び台風21号による被害の復旧 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震及び台風21号による被害の復旧に関して、提出された災害復旧に係る補正予算を即日議決することにより、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定した。</li> <li>3 新型コロナウイルス感染症対策の審議 議会として、本市の取組の総括的な検証と、危機克服のための取組、新たな生活様式に向けた事業の見通しについて調査検討し、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び経済への影響を最小限に食い止めることを目的とし、</li> </ol>



情報の収集及び発信、国・道の施策・予算に対して提案・要望するべく、令和2年9月4日に新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置している。

また、令和3年は、4回の定例会に加えて、本市議会始まって以来最多となる12回の臨時会を開催し、補正予算を成立させるなど、新型コロナウイルス感染症対策を進めてきた。

<新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の開催回数>

令和2年	令和3年
5回	7回

評価

1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

【評価の理由】

- 札幌市議会大規模災害対応要領を策定したことにより、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の対応にあたっては、速やかに札幌市議会災害対策支援本部を設置し、各議員が地域から受けた要望を集約して市災害対策本部に提供するとともに、災害復旧・被災者支援のための補正予算を早期に議決するなど、災害からの復興に向け、議会や議員が積極的に役割を果たすことができた。
- 新型コロナウイルス感染症対応にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置し、本市の取組みに対して、検証や提言を積極的に行った。

今後の方向性

- 災害発生時には、今後も市民に寄り添いながら、速やかに行政と連携し対応していく。

項 目	第6条「議員定数」
-----	-----------

条 文	第6条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえて、別に条例で定める。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議員定数を定める場合の基本的な方針について規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>第2条（議会の役割）に規定したとおり、二元代表制の下、議会は、市長等の事務の執行に対する監視・評価、政策の立案・提言などの議会機能を発揮することが求められます。そこで本条では、議員定数を定めるにあたっては、こうした議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保する視点等を踏まえる必要があることを定めています。</p> <p>なお、具体的な議員定数については、『札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例』で別に定めています。</p>
-------	--

取組状況	<p>1 札幌市議会における議員定数（令和4年4月1日現在）</p> <p>68人</p> <p>〈内訳〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区 8人    ・北区 10人    ・東区 9人    ・白石区 7人</li> <li>・厚別区 5人    ・豊平区 7人    ・清田区 5人    ・南区 5人</li> <li>・西区 7人    ・手稲区 5人</li> </ul> <p>2 議員定数に関する議論</p> <p>議員定数については、毎期、議長から、議会の機能強化及び改革に係る検討組織（以下、「検討組織」という。）に諮問され、検討組織において議論を行っている。</p> <p>25期では、検討組織において、令和3年1月から9回の議論を重ね、最終的に、次期選挙（令和5年）までに南区と手稲区の間で発生している議員定数と人口の逆転現象の解消及び中央区と清田区の間で1.581倍となっている一票の較差の是正をするために現行定数の見直しが必要であるという点に</p>
------	--

ついて意見が一致し、議会において議論・協議を行うことを確認した。

その後、令和4年第1回定例会において、「定数条例」の改正を行い、議員総数は変えることなく、中央区の定数を7人から1人増の8人とし、南区の定数を6人から1人減の5人とした。

評 価

1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

【評価の理由】

- 議会機能の確保と適切な人材の確保という視点を踏まえ、議員定数と人口の逆転現象の解消及び一票の格差の是正を行った。

今後の  
方向性

- 今後も国勢調査の数字や人口動態を注視していくことは勿論だが、人口減少が見込まれる中、議員定数を安易に削減するのではなく、議会機能の確保や各区の状況を勘案し、専門家の意見を聞くなどして慎重に検討を進めていく。

項目	第7条「議長及び副議長の役割」
条文	<p>第7条 議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会の代表である議長の役割と、副議長が議長の職務を行う場合の役割について規定したものです。</p> <p>【解説】 地方自治法では、議会には、議会の統括機関及びその代理機関として、議長及び副議長を議員の選挙によりおくこととされています。</p> <p>そこで第1項では、議長は、議場の秩序保持権、議事整理権及び事務統理権という地方自治法上の権限を行使することに加え、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、議会の代表者として中立・公平な立場で職務を行い、民主的な議会運営を行うことを定めています。</p> <p>第2項では、副議長が議長の職務を行う場合、本条第1項の規定を準用することを定めています。</p>
取組状況	議長の主宰の下、地方自治法及び札幌市議会会議規則等に則り、本会議の運営を行っている。
評価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法および札幌市議会会議規則に則り、公正公平な議会運営を行っている。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も地方自治法および札幌市議会会議規則に則り、議会の代表者として中立かつ公正な立場で職務を全うする。</li> </ul>



項 目	第8条「本会議」
-----	----------

条 文	第8条 定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、本会議について規定したものです。</p> <p>【解説】 定例会及び臨時会を本会議といいます。本条では、本会議は、議員全員が一室に会して審議を行う議会において最も基本的かつ重要な会議であり、市としての団体意思や議会としての機関意思の最終的な決定を行う場であることを定めています。</p>
-------	---

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議の開催状況 本市議会では、条例で定例会を年4回開催しているほか、特定の事件について審議する臨時会を開催し、議会の意思決定を行っている。 本市議会における本会議の開催状況は以下のとおり。</li> </ul> <p>&lt;定例会開催日数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> <tr> <td>21</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </table> <p>&lt;臨時会開催日数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> </table>	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	21	20	23	23	24	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	1	2	3	11	14
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年																	
21	20	23	23	24																	
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年																	
1	2	3	11	14																	

評 価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例会、臨時会を適宜開催し、適切に議会の意志決定を行ってきた。</li> <li>特に、令和2年、3年は新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算審議等のため、前例のない回数の臨時会を開催し、感染防止対策や市民生活・社会経済活動の回復に向けた支援策など、その時々における課題解決のため審議を行った。</li> </ul>
-----	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も緊急的な課題などに対して、必要に応じて本会議を開き、重要事項などを審議していく。</li> </ul>
--------	---



項 目	第9条「委員会」
-----	----------

条 文	<p>第9条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置する。</p> <p>2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その設置目的に沿う機能が発揮されるように運営されなければならない。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、委員会について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 地方自治法では、議会に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置を認めています。この委員会制度は、事件の審議を終始本会議で行うのではなく、特定数の委員をもって組織する各委員会に分担審査させるものです。効率的な議会審議や慎重かつ詳細な事案の審査及び調査を可能とする制度であり、本市議会においても、この制度を採用しています。</p> <p>そこで第1項では、本市議会が現在設置している常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置について定めるとともに、第2項では、委員会は、その設置目的に沿う機能が発揮されるよう運営されなければならないことを定めています。</p>
-------	--

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の設置及び開催状況 本市議会では、令和4年現在、議会運営委員会、6つの常任委員会（総務、財政市民、文教、厚生、建設、経済観光）、4つの調査特別委員会（大都市税財政制度・災害対策、総合交通政策、冬季オリンピック・パラリンピック招致、新型コロナウイルス感染症対策）及び予算・決算特別委員会を設置しており、各所管の目的に沿った事案の審査や調査を実施している。</li> </ul> <p>本市議会における委員会の開催状況は以下のとおり。</p> <p>&lt;常任委員会開催回数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>53</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;議会運営委員会開催回数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	56	66	66	53	64	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	23	22	22	28	42
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年																	
56	66	66	53	64																	
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年																	
23	22	22	28	42																	



<特別委員会開催回数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
47	50	50	58	56

評 価	<p>1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各委員会において、所管の目的に沿った事業調査を行うとともに、付託された内容について検討時間を十分確保し、細部まで必要な審議に努めてきた。</li> <li>新型コロナウイルス感染症のまん延による様々な影響から市民生活を守るべく、令和2年9月より、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置し、本市の取り組み、施策等について専門家を招くなどして必要な事項の検証・調査を行った。</li> </ul>
今後の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各委員会の設置目的に沿う機能が発揮されるよう運営していくとともに、市政の重要課題に対しては、新たに委員会を設置し審議することも検討していく。</li> </ul>

項 目	第10条「本会議及び委員会の運営」
-----	-------------------

条 文	<p>第10条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進するものとする。</p> <p>2 議員は、議案及び市政の課題等について、その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を行うものとする。</p> <p>3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、本会議と委員会の運営方法に関する基本原則について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 第1項では、議会は市民の代表である議員から構成される合議制の機関であることから、本会議と委員会の運営にあたっては、議会活動の公正性と透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進することを定めています。</p> <p>第2項では、本会議や委員会で議員が行う質疑等は、市政の課題や争点を明確にする意味でも大変重要であることから、質疑等を行うにあたっては、その論点が市民にとって明らかになるよう行うことを定めています。</p> <p>第3項では、本会議や委員会における議員の質疑等に対し、市長等は、議長や委員長の許可を得た上で、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができることを定めています。</p>
-------	---

取組状況	<p>1 本会議及び委員会の運営 本会議及び委員会は、地方自治法、札幌市議会会議規則及び札幌市議会委員会条例等に則り、運営を行っている。</p> <p>2 質疑 ※再掲：第21条 定例会において、各会派の代表者により議案に対する質疑と市政に関する一般質問をあわせて行う代表質問を実施している。 また、専門的かつ詳細な審議を行うため、各常任委員会のほか、必要に応じて特別委員会を設置し、質疑を実施している。</p>
------	--

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本会議及び委員会運営にあたっては、公正性及び透明性が確保され大きな支障なく運営されている。</li> <li>• 議案及び市政の課題等について、必要な事柄に絞って事前に十分準備して質疑等を行うことで、論点が市民にとって明らかになるよう努めた。</li> </ul>
<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引き続き、民主的かつ公平で円滑な議会運営の推進に努めていく。</li> </ul>

項 目	第11条「議員報酬」
-----	------------

条 文	<p>第11条 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b>  本条は、議員報酬と議員の期末手当を定める場合の基本的な方針について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b>  第2条（議会の役割）に規定したとおり、議会は、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視・評価、政策の立案・提言などの議会機能を十分に発揮する役割を担っています。そこで本条では、議員報酬及び議員の期末手当を定めるにあたっては、こうした議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえる必要があることを定めています。</p> <p>なお、議員報酬と議員の期末手当の具体的な額等については、『札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例』で別に定めています。</p>
-------	---

取組状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員報酬月額（平成4年12月1日から適用）  議長：1,040,000 円      副議長：950,000 円  議員：860,000 円</li>   <li>2 期末手当  6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する議員に支給している。</li>   <li>3 議員報酬の改定について  昭和40年以後の報酬改定は、札幌市特別職報酬等審議会条例（昭和39年11月16日施行）に基づき審議会が設置され、市長はその答申による報酬改定額どおり提案し、議会においては、提案どおり可決されている。  なお、最近では令和3年10月から令和3年12月までの間に開催され、議員報酬額は現行の支給額を据え置くことが適当との答申がなされた。</li> </ol>
------	---

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員報酬は、札幌市特別職報酬等審議会の意見を十分踏まえつつ適切な審議を行い決定しており、他の政令指定都市と比較しても突出していない。</li> </ul>
<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、札幌市特別職報酬等審議会の答申を尊重するとともに社会情勢等を踏まえ、適時検討を行う。</li> </ul>

項 目	第12条「議員の活動原則」
-----	---------------

条 文	<p>第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</p> <p>(2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。</p> <p>(3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。</p> <p>(4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。</p>
-----	---

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、議員の活動原則について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 本条では、議員は、選挙により選ばれた市民の代表としての立場を常に認識しながら、議会の構成員として活動する必要があるという前提のもと、4つの活動原則を定めています。</p> <p>第1号では、多様な市民意見と市政の課題を常に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って公正かつ誠実に職務を遂行するという、議員の職務遂行の考え方について定めています。</p> <p>第2号では、自らの議会活動や議会における意思決定等の過程について市民に分かりやすく説明するという、議員の説明責任について定めています。</p> <p>第3号では、市政課題が複雑高度化する中で、市長等が提案する議案の審議等を行うことに加え、自らが政策の立案及び提言を行っていく必要があり、必要な能力の向上を図るため議員は常に自己研さんに努めるべきであることを定めています。</p> <p>第4号では、議会が言論の府であることを踏まえ、様々な場面において、議員相互間の討議を活発に行うべきであることを定めています。</p>
-------	---

取組状況	各議員における活動に関する項目であり、また、他の条文にも関連する取組項目であるため、本項目での記載は省略する。
評価	<p>1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の設置や議員提案による「札幌市歯科口腔健康推進条例」の制定など、市政課題に対して積極的に政策提案を行っており、条文に掲げられている原則に基づいて活動している。</li> <li>議員相互間の討議は、現在でも様々な場面で行われているものの、その手法については、検討の余地がある。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な市民意見を的確に把握するとともに、常に自己研さんに努めることで、新たな政策の立案や提言につなげていく。</li> <li>議会や議員の活動について、市民がさらに議会への関心と理解を高めることができるよう工夫し積極的に改善を図っていく。</li> <li>他都市の事例を調査・研究し、議員相互間の討議の更なる充実に向けた検討を行う。</li> </ul>

項 目	第13条「会派」
-----	----------

条 文	<p>第13条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、会派の結成、会派活動に当たり留意すべき事項について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成されるものです。会派は、地方自治法で政務活動費の交付対象とされているほか、都道府県議会や政令指定都市議会のような規模の大きな議会においては、委員会の委員構成や質問時間の配分などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上重要な存在となっています。そこで本条では、会派について定めています。</p> <p>第1項では、議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができることを定めています。</p> <p>第2項では、会派は、理念を共有する議員で構成されるというその利点を生かし、議員の活動を支援するとともに、自らが政策の立案、提言等を主体的に実施することを定めています。</p>
-------	---

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 札幌市議会における会派 本市議会では、所属議員が3人以上の会派を交渉会（会派）としており、議会運営委員会への参加が認められている。 なお、所属議員が2人の会派は非交渉会派としており、議会運営委員会へオブザーバーとしての出席が認められている。 25期の会派は、4つの交渉会派と1人の会派無所属議員となっている。</li> </ul>
------	--



<p>評 価</p>	<p>1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会派の結成、活動においては趣旨に合致したものとなっている。取り組みにおいても会派として市長宛要望書の提出や条例提案を行うなど、二元代表制の一翼を担っているものであり、十分にできているものとする。</li> <li>• 68名の議員がいる中、各会派として意見の集約に努め、議員の活動を支援するとともに円滑な議会運営に貢献してきた。</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引き続き、会派は議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施する。</li> </ul>

項 目	第14条「政務活動費」
-----	-------------

条 文	<p>第14条 会派（所属議員が1人の場合を含む。）は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の強化に取り組むものとする。</p> <p>2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、政務活動費の在り方について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 政務活動費は、平成24年の地方自治法の改正に伴い、従来の政務調査費に代わって議員又は会派に交付することが認められたものです。本市議会においては、政務活動に要する経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付するものとされています。</p> <p>第1項では、会派は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、議会機能の強化に取り組むべきことを定めています。</p> <p>第2項では、政務活動費の使途について市民の疑念を招かないよう、その透明性を確保しなければならないことを定めています。</p> <p>第3項では、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定めることとしています。これは、『札幌市議会政務活動費の交付に関する条例』で別に定められています。</p>
-------	---

取組状況	<p>1 政務活動費の交付 「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、会派に対し、以下のとおり交付されている。（※年度末において残額があった場合は返還する。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">交付額</td> <td>月額40万円 × 各月における当該会派の所属議員数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付方法</td> <td>各四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に、3か月分を交付</td> </tr> </table> <p>2 政務活動費に係る領収書等の公開 政務活動費に係る収支報告書と領収書等の写しについて、議会図書室（札幌市役所15階）で公開している。</p>	交付額	月額40万円 × 各月における当該会派の所属議員数	交付方法	各四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に、3か月分を交付
交付額	月額40万円 × 各月における当該会派の所属議員数				
交付方法	各四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に、3か月分を交付				

また、収支報告書、政務活動概要報告書については、市議会ホームページでも公開している。

なお、各会派は、毎年度その収入・支出の状況を支出の科目（使途）ごとに報告することとなっている。

### 3 政務活動費の手引き

各会派・議員が政務活動費を適正に使用できるよう、判例や他都市の実例などを研究し、具体事例を示した「政務活動費の手引き」を作成し、政務活動費の適正な使用に努めている。

なお、令和3年4月には、議会改革の取組の一つとして、政務活動費の手引きの整理を行い、全使途項目共通の按分割合に関する規定を新設したほか、雇用契約書・賃貸借契約書の作成・保管について新たに規定した。

評 価	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	【評価の理由】 <ul style="list-style-type: none"><li>「政務活動費の手引き」に則り適切な執行に努めるとともに、定期的に手引きを見直すなどしてバランスを図っている。</li><li>政策立案及び政策提言等の議会活動の充実強化のため、適切・有効に使われている。</li><li>「収支報告書」、「政務活動概要報告書」、「領収書の写し」を全て公開しており、市民への周知も適切に行われている。</li></ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>「政務活動費の手引き」については、政務活動費を適正に使用できるよう判例や他都市の実例などを研究し、常に点検・見直しの必要性を確認していく。</li><li>透明性の確保をさらに進めるため、「領収書の写し」のインターネット公開について検討を行う。</li></ul>

項 目	第15条「市民参加」
-----	------------

条 文	<p>第15条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 公聴会及び参考人の制度等の活用に努めること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。</p> <p>(3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、市民の議会活動への参加を推進するための取組方針について規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>議会は、市民の代表である議員により構成されており、制度上その審議等には市民の意思が間接的に反映されています。しかし、市民の意思をより一層議会活動に反映するためには、市民が議会の活動に直接かかわりを持つ機会を積極的に作っていくことも必要です。</p> <p>そこで第1号では、本会議及び委員会の運営にあたっては、地方自治法第115条の2及び第109第5項に基づき利害関係人や学識経験者等から直接に話を聴く「公聴会」及び「参考人制度」を活用していくことを定めています。</p> <p>第2号では、議会は、市民が市議会に対し直接に提案・要望を行う行為である請願及び陳情が提出されたときは、その処理を公正かつ公平に行うことを定めています。</p> <p>第3号では、請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けることを定めています。</p> <p>なお、本市議会では従前から請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けています。</p>
-------	---

取組状況	<p>1 参考人招致</p> <p>本市議会における参考人招致の状況は以下のとおり。</p> <p>&lt;直近5年間の参考人招致事例&gt; ※再掲：第24条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年6月28日 総合交通政策調査特別委員会 「北海道新幹線について」</li> <li>・令和2年12月23日 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会 「新型コロナウイルス感染症について」</li> </ul>
------	---

- ・令和3年3月26日 総合交通政策調査特別委員会  
「北海道新幹線について」
- ・令和4年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会  
「新型コロナウイルス感染症対策について」
- ・令和4年2月16日 冬季オリンピック・パラリンピック招致調査特別委員会  
「冬季オリンピック・パラリンピック招致について」

<参考人招致件数> ※再掲：第24条

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
0	1	0	1	1

2 請願、陳情 ※再掲：第2条

本市議会における請願・陳情の受理状況は以下のとおり。

なお、本市議会では、請願と陳情の取扱いに差異を設けていない。

また、請願及び陳情の初審査時に提出者の趣旨説明を聴取している。

<請願・陳情受理件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
8	10	14	12	113

※令和3年は、113件中97件が同一案件

<請願・陳情議決件数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
3	5	3	2	1

評価

1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

【評価の理由】

- ・委員会において、市政の重要課題を審議する際に参考人を招致して意見を伺う機会をつくっており、必要に応じて制度を活用している。
- ・請願及び陳情を随時受け付けるとともに、必ず提出者から趣旨の説明を受けており、市民の議会活動への参加を推進している。

今後の  
方向性

- ・議員や会派が行う市政報告の機会に、請願及び陳情の制度を市民に広く周知するなど、引き続き、市民が議会の活動に参加する機運を醸成する。

項目	第16条「広報及び広聴の充実」
条文	<p>第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。</p> <p>2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会における広報及び広聴の在り方について規定したものです。</p> <p>【解説】 第1項では、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて議会活動に係る積極的な広報を行うことを定めています。本市議会では現在、「広報さっぽろ」や「議会だより」などの広報誌のほか、インターネットを活用したホームページによる情報提供や本会議・予算決算特別委員会の中継など、広報に取り組んでいます。</p> <p>第2項では、議会が市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行っていくために、議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握することを定めています。</p>
取組状況	<p>1 札幌市広報誌「広報さっぽろ」への記事の掲載 本市が毎月発行している「広報さっぽろ」に、「市議会の動き」として、委員会の主な活動状況や定例会の日程等のほか、毎定例会後には、代表質問の主な内容を掲載している。</p> <p>2 市議会広報誌「さっぽろ市議会だより」の発行 毎定例会の終了後に年4回（各号5,500部）発行しており、掲載内容は、「代表質問」「可決された主な議案」「議決結果一覧」等となっている。 市役所、各区役所やまちづくりセンターなどの市内施設で配布するとともに、ホームページにPDF版・HTML版を掲載している。 平成28年度には、配布先を拡大（ふれあいパンフレットコーナー、北洋銀行等）したほか、電子書籍サイトやスマートフォンアプリへの掲載を開始した。 また、平成27年8月号からは、点字版（各号180部）・音声版（各号190部）を発行し、広報さっぽろ点字版・音声版（点字さっぽろ・声のさっぽろ）の配布を受けている方を対象に送付している。</p>

### 3 市議会ホームページにおける広報

「議員紹介」「会議日程」「議案等一覧」「本会議の結果」「意見書・決議」「政務活動費」「委員会の活動状況」「会議録」などを掲載している。

平成30年2月には、階層構造の見直し、トップページにイラストを追加するなどリニューアルを行ったほか、令和3年2月には、子ども向けページ「キッズページ なるほどギカイ」のリニューアルを行った。

#### <市議会ホームページアクセス数>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
435,505	343,100	524,863	701,330	302,934

#### <キッズページアクセス数>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
7,406	4,361	8,192	15,528	38,582

### 4 インターネット配信

本会議及び特別委員会の生中継及び録画配信を行っている。

特別委員会のうち、調査特別委員会については、平成30年度から新たに配信を開始したもの。

平成28年度第2回定例会以降は、従来のパソコンに加え、スマートフォンやタブレット型端末での視聴もできるようにした。

#### <本会議生中継アクセス数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
4,666	5,166	21,045	4,860	5,479

#### <本会議録画配信アクセス数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
6,000	5,360	7,668	4,736	4,074

#### <委員会生中継アクセス数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
16,438	18,932	17,518	9,258	10,830

#### <委員会録画配信アクセス数>

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
5,419	6,381	5,316	3,814	7,371

### 5 各種広報印刷物の発行

市議会の活動をイラストでわかりやすく紹介した冊子「よくわかる市議会ガイド」を作成し、市役所ロビーや議場入口に配架しているほか、議場見学に来られた方に配付している。

また、子ども向けに、市議会を紹介する下敷き「市議会のはなし」を作成し、議場見学に来た小学生などに配付している。

6 地上デジタルテレビのデータ放送、デジタルサイネージによる広報  
 平成28年10月から、広報課が所管する地上デジタルテレビのデータ放送を活用し、定例会の日程や審議結果などの情報を放映しています。  
 また、平成28年11月から、広報課が放送枠をもっているデジタル表示機器（地下歩行空間、各区戸籍住民課窓口、電車停留場などに設置）を利用し、定例会の日程などを周知しています。

7 議場見学の受入れ

本会議が行われていない日に、議場の見学を希望される方への案内を行っています。

<議場見学受入れ人数>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
640	583	857	45	21

評 価	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「広報さっぽろ」や「さっぽろ市議会だより」をはじめ、当該広報誌の音声版や点字版の発行などにより、広く議会情報の発信を行っている。</li> <li>市議会ホームページや議会のインターネット中継など、かねてから多様な媒体を活用して情報発信に努めており、コロナ禍においても有効な広報手段として、市民への情報提供ができた。</li> <li>議員や会派がそれぞれ市政報告などの広報活動を行い、市民からの意見を聴取する取り組みを行っている。</li> </ul>

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も紙媒体とインターネット媒体を併用しながら、より多くの市民に向けて情報を発信する。</li> <li>議会をより身近に感じてもらえるような取り組みや市民に開かれた議会を一層推進するため、さらなる手法拡充を検討する。</li> </ul>
--------	---





項 目	第17条「本会議及び委員会の公開」
-----	-------------------

条 文	<p>第17条 議会は、本会議及び委員会を原則公開し、必要な資料を市民に配布するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする</p>
-----	--

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、本会議及び委員会の公開について規定したものです。</p> <p>【解説】 第1項では、議会は、地方自治法に基づく秘密会を除いて本会議及び委員会を原則公開するとともに、必要な資料を市民に配布するなど、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むことを定めています。</p> <p>第2項では、議会の審議や意思決定手続きについて市民の信頼を確保するため、議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにすることを定めています。</p> <p>なお、本市議会では、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会についても従前から会議と会議録を公開しており、その透明性を確保しています。</p>
-------	--

取組状況	<p>1 会議の傍聴</p> <p>傍聴に際し必要な規則は「札幌市議会の傍聴に関する規則」により定め、本会議及び委員会は原則公開している。</p> <p>聴覚に障がいのある方を対象に、本会議や委員会の傍聴について、申請に応じて手話通訳者を配置している。</p> <p>また、傍聴席前方4席にはイヤホン端子があり、接続したイヤホンから音声を聞くことができる。傍聴席中央エリア23席には、補聴器を聞きやすくするフラットループシステムを設置している。</p> <p>なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴の自粛を求めていた時期があった。</p> <p>&lt;本会議傍聴者数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>904</td> <td>870</td> <td>1454</td> <td>760</td> <td>414</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	904	870	1454	760	414
平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年							
904	870	1454	760	414							

## 2 会議資料等の公開

本会議では傍聴席入口及び傍聴者控室に、委員会では傍聴席側入口に以下の資料を配置し、傍聴者に提供している。

なお、議案や調査特別委員会の資料については、市議会ホームページにも掲載している。

### <本会議>

議席図、議事日程、案件一覧、代表質問（質疑）項目一覧

### <常任委員会・調査特別委員会>

案件一覧、委員会説明資料、陳情書関係資料

### <予算・決算特別委員会>

発言通告書、陳情書関係資料

## 3 会議録の公開

本会議については、会議規則で定める記載事項を記録した会議録を、委員会については、委員会条例に基づき、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成している。

本会議録及び委員会記録については、人名や単語等で簡易に検索できる機能を持つ会議録検索システムにより、インターネット上で公開している。

また、会議録を検索システムに掲載するまでに時間を要することから、校正が終了した時点で速報版として市議会ホームページに掲載している。

評価

1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

### 【評価の理由】

- ・ 会議の傍聴に関して、障がいのある方に配慮した環境を整えるとともに、コロナ禍においても、議会のインターネット配信を実施しているほか、安心して傍聴できるよう感染症対策にも取り組んでいる。また、傍聴者の出入りが自由であり公開度は高い。
- ・ 本会議、委員会ともに議員に配布されている資料と同様のものを傍聴者に提供している。また、会議録はインターネット上でも公開している。

今後の方向性

- ・ 市民が傍聴しやすいよう、その時々状況に応じた環境整備に努める。
- ・ 議会での議論を市民にも情報共有しやすくするため、引き続き、傍聴者には議員と同じ資料を配布するとともに、傍聴できない市民のためにも、市議会ホームページの掲載資料を充実させる。

<p>項 目</p>	<p>第18条「市長等との関係」</p>
<p>条 文</p>	<p>第18条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市の発展及び市民福祉の向上のために活動するものとする。</p>
<p>趣旨・解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議会と市長等との関係に関する基本原則を規定したものです。</p> <p>【解説】 国では内閣が議会の信任に基づいてつくられ議会に対して責任を負う「議院内閣制」が採用されていますが、地方では地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を共に市民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」が採られています。この二元代表制においては、市長と議会のそれぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図っていくことが求められています。</p> <p>このことを踏まえ、本条では、議会は、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、議会自らが政策の立案及び提言を行うことを通じて、市の発展と市民福祉の向上のために活動するものであることを定めています。</p>
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政監視・評価、政策の立案・提言 ※再掲：第2条、一部再掲：第20条 代表質問、議案の審議などを通じて、市政運営の監視・評価を行っている。 また、市政の課題等について調査・研究を行うため、他都市の施策等について調査、視察を実施するとともに、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行っている。（※議員提案による条例の制定、決議及び質疑については、「政策の立案及び提言」（第21条）に詳しく掲載）</li> </ul>

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活発な議会質問や当局からの事業計画報告聴取などを通じて、市政運営の監視・評価を行っている。また、「札幌市歯科口腔保健推進条例」をはじめとした議員提案条例や決議により積極的に政策提言を行っており、二元代表制の一翼を担っている。</li> </ul>
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の代表機関として、引き続き、議会からの積極的な政策提言などにより、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持していく。</li> </ul>

項目	第19条「議会への説明等」
条文	<p>第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」という。）を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、市長等による議会への説明等に係る取扱いについて規定したものです。</p> <p>【解説】 議会が市長等の事務執行の監視・評価、政策の立案・提言等の役割を十分に果たしていくためには、議会が市政の各種課題に関する情報を適切かつ十分に把握していることが不可欠です。そこで本条では、市長等は、計画、政策、施策又は事業を立案・変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うことを定めています。</p>
取組状況	<p>市長等による説明に係る規定であるため、該当する取組はない。</p> <p>なお、「総合計画」については、札幌市議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、本市議会の議決すべき事件に位置付けるとともに、他の計画等についても、委員会ごとに報告等を受け、必要に応じて質疑等を行っている。</p>
評価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長等による説明に係る規定であるため、議会における評価は行わない。</li> </ul>
今後の方向性	同上



項目	第20条「監視及び評価」
条文	<p>第20条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p>
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会による市長等の事務執行の監視・評価について規定したものです。</p> <p>【解説】 市長等の事務執行の監視・評価については、第2条（議会の役割）第2号でも規定していますが、本条では、この役割をどのような形で果たしていくのかについて定めています。具体的には、議会は、議決権、調査権、検査権等の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、市長等に対して適切な措置を講ずるよう求めることとしています。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政監視・評価 ※再掲：第2条、第18条 代表質問、議案や請願・陳情等の審査などを通じて、また、委員会においては市政に関する計画等についての報告を受けることにより、市政運営の監視・評価を行うとともに、必要に応じて適切な措置を講ずるよう求めている。</li> </ul>
評価	<p>1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第18条でも評価したとおり、活発な議会質問や当局からの事業計画報告聴取などを通じて、事務執行の取組状況及びその効果・成果を把握し評価している。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な市政課題が山積する中、限られた財源を有効に活用すべく、市長が適切な行財政運営を行っているかを引き続き評価する。</li> </ul>





項 目	第21条「政策の立案及び提言」
-----	-----------------

条 文	第21条 議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会が市長等に対し政策の立案・提言を行っていくことを規定したものです。</p> <p>【解説】</p> <p>市政の課題に対する政策の立案・提言については、第2条（議会の役割）第3号でも規定していますが、本条ではこの役割をどのような形で果たしていくのかについて定めています。具体的には、議会は、市長等の事務執行の監視・評価や、市長から提案された議案の審議に加えて、議員提案による条例の制定、決議、質疑など様々な手段を用いて、積極的に政策の立案及び提言を行っていくこととしています。</p>
-------	---

取組状況	<p>1 議員提案条例の制定</p> <p>平成25年の議会基本条例制定以降に、議員からの提案により制定された政策的な条例は、以下のとおり。</p> <p>&lt;映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例&gt;</p> <p>市民、事業者および市が協力・連携しながら映像の力を活用したまちづくりを進めることで、札幌をより豊かで魅力的なまちとし、世界が憧れるまちさっぽろを実現することを目的に制定された。</p> <p>（平成26年5月30日制定・施行）</p> <p>&lt;札幌市歯科口腔保健推進条例&gt;</p> <p>口腔の健康を保持することが、生涯にわたり質の高い健康的な生活を送るための基礎となるものであり、市民の健康寿命の延伸にますます重要な役割を果たしていくものであることから、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項を定めることを目的に制定された。（令和4年6月6日制定、令和5年1月1日施行）</p> <p>2 決議</p> <p>札幌市議会としての意思を決定し、対外的に表明するための「決議」について、以下のとおり議決している。</p>
------	--

<決議可決件数> ※再掲：第2条

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1	3	4	2	1

<平成25年以降に可決した主な決議>

- ・北海道新幹線札幌駅のホームを現駅に設置するよう求める決議
- ・2030年冬季オリンピック・パラリンピックの北海道・札幌招致に関する決議

3 質疑 ※再掲：第10条

定例会において、各会派の代表者により議案に対する質疑と市政に関する一般質問をあわせて行う代表質問を実施している。

また、専門的かつ詳細な審議を行うため、各常任委員会のほか、必要に応じて特別委員会を設置し、質疑を実施している。

評価

1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

【評価の理由】

- ・第18条でも評価したとおり、各会派や関係者の意見を調整し「札幌市歯科口腔保健推進条例」を制定したほか、折に触れ決議という形で意志を決定している。また、本会議や委員会の場で多方面からの切り口で質疑をしており、積極的に政策の立案及び提言を行っている。

今後の方向性

- ・様々な分野の市政課題に目を向け、政策の立案及び提言を行い、市の発展と市民福祉の向上に努める。

項 目	第22条「議会の機能強化及び議会改革」
-----	---------------------

条 文	第22条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むものとする。
-----	---

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、議会の機能強化及び議会改革の取組方針について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 前文にもあるとおり、近年、地方分権社会への転換が進められ地方公共団体の権限が増加するとともに、市政課題は複雑高度化し、それに伴い、地方議会の役割も年々その重要さが増しています。そうした中で、本市議会が多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、その果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、これまでの伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。</p> <p>そこで本条では、議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むという、議会の機能強化及び議会改革の取組方針を定めています。</p>
-------	---

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の機能強化・改革に関する取組 平成25年度以降の主な議会改革の取組は以下のとおり。</li> <li>○さっぽろ市議会だよりの点字版・音声版の発行（平成27年8月発行分の市議会だよりにから）</li> <li>○政務活動費を時限的に5%減額（平成26年7月1日から平成27年5月1日まで適用）</li> <li>○札幌市議会大規模災害対応要領の策定（平成29年4月1日から適用）</li> <li>○インターネット議会中継のスマートフォン対応（平成28年2定から）</li> <li>○調査特別委員会でのインターネット議会中継の実施（平成30年度から）</li> <li>○政務活動費の手引きを改正し、全用途項目共通の按分割合に関する規定を新設したほか、雇用契約書・賃貸借契約書の作成・保管について新たに規定（令和3年4月1日から運用）</li> </ul>
------	--

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 議会機能の強化と改革を進めるための検討委員会を設置し、議長による諮問事項や各会派から提案された検討項目について議論を行い、継続的に議会機能の強化に努めている。</li> <li>• 政務活動費の時限的な削減や手引きの見直し、議員定数の見直しに係る検討など、自らの改革にも積極的に取り組んでいる。</li> </ul>

<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• タブレット端末を活用した議会のペーパーレス化やICT化に向けた議論を積極的に進める。</li> <li>• 他都市の先進的な取り組みを調査研究して本市議会でも取り入れるなど、時期を逸することなく時代に即した議会機能の強化・改革に取り組んでいく。</li> </ul>
--------------------	--

項目	第23条「議決事件の拡大」
条文	第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会における議決事件の拡大に係る方針について規定したものです。</p> <p>【解説】 議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項において「条例の制定・改廃」「予算の議決」など15項目が制限列挙されているほか、同法同条第2項により、条例により議決事項を追加して定めることができることとされています。</p> <p>そこで本条では、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定めることとしています。</p> <p>なお、具体的な議決事件については、『札幌市議会の議決すべき事件に関する条例』で別に定めています。</p>
取組状況	「札幌市議会の議決すべき事件に関する条例」では、本市議会の議決すべき事件として、「総合計画の策定、変更又は廃止」と「電力報償契約の締結又は解除」（条例改正により令和5年4月1日以降は削除）について定めている。
評価	1 十分できている <u>2 ある程度できている</u> 3 できていない 4 その他
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例制定前ではあるが、平成24年度に議員提案により「札幌市議会の議決すべき事件に関する条例」を改正して議決事件を拡大しており、その結果、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」のビジョン編を議決している。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の事例などを調査研究のうえ、必要があれば条例を改正して議決事件を拡大することを検討する。</li> </ul>



項 目	第24条「専門的知見の活用」
-----	----------------

条 文	<p>第24条 議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</p> <p>2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p>
-----	--

趣旨・解説	<p><b>【趣旨】</b> 本条は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について規定したものです。</p> <p><b>【解説】</b> 地方自治法では、従来から学識経験者や利害関係人から直接に話を聴く制度として「公聴会」や「参考人制度」が規定されていましたが、平成18年の法改正により、「学識経験者等による専門的事項に係る調査」についての規定（同法第100条の2）が新たに追加されました。これによって、議会における議案の審査及び市の事務の調査に関して専門的知見の活用が必要な場合には、議会が第三者に一定の調査研究をさせてその報告を求めることができるようになっています。</p> <p>そこで第1項では、議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用することを定めています。</p> <p>第2項では、第1項の専門的事項に係る調査において、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができることを定めています。</p>
-------	--

取組状況	<p>過去5年間に於いて、条文のような取組は行っていないが、学識経験者等の参考人を招致し、専門的知見から意見等を伺う機会を以下のとおり実施している。</p> <p>&lt;直近5年間の参考人招致事例&gt; ※再掲：第15条  ・平成30年6月28日 総合交通政策調査特別委員会  「北海道新幹線について」</p>
------	---



- ・令和2年12月23日 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会  
「新型コロナウイルス感染症について」
- ・令和3年3月26日 総合交通政策調査特別委員会  
「北海道新幹線について」
- ・令和4年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会  
「新型コロナウイルス感染症対策について」
- ・令和4年2月16日 冬季オリンピック・パラリンピック招致調査特別委員会  
「冬季オリンピック・パラリンピック招致について」

<参考人招致件数> ※再掲：第15条

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
0	1	0	1	1

評価

1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他

【評価の理由】

- ・ これまで、地方自治法第100条の2の規定に基づいた調査の事例はないものの、委員会に参考人を招致して活発な質疑を行っており、必要に応じて専門的知見を活用している。

今後の  
方向性

- ・ 専門的知見を活用した調査が必要となる場合には、学識経験者等を積極的に活用し、審議の充実や政策提言機能の強化をはかっていく。

項目	第25条「検討組織の設置」
条文	第25条 議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会の機能強化及び改革に係る検討組織について規定したものです。</p> <p>【解説】 本市議会では、平成14年から議会の機能強化及び改革について検討する内部委員会を設置し、「費用弁償の廃止」や「予算決算特別委員会のインターネット中継の開始」など、これまでに様々な取組を進めてきました。</p> <p>本条では、今後も議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議長は、議員で構成する検討組織を設置することができることを定めています。</p> <p>なお、検討組織では、その目的を達成するため、専門的知見を有する者等の意見を聴く機会を設けることができますこととしています。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の機能強化及び改革に係る検討組織の設置 ※再掲：第3条 議長の諮問に基づき、議会の機能強化・改革に関するテーマを協議するための検討組織を設置している。</li> </ul> <p>なお、議会改革に係る取組状況については、「議会の機能強化及び議会改革」（第22条）に掲載している。</p>
評価	<p>1 十分にできている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第22条でも評価したとおり、議会機能の強化と改革を進めるための検討委員会を設置し、非交渉会派及び無所属議員も参加し様々な検討項目について議論を行っている。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も検討組織において、議会の機能の強化及び改革に継続的に取り組んでいく。</li> </ul>



項 目	第26条「政治倫理」
-----	------------

条 文	第26条 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。
-----	--

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議員としての品位保持及び政治倫理の向上について規定したものです。</p> <p>【解説】 議員は、選挙により選ばれた市民の代表として、常に品位を重んじるとともに、高い倫理的義務に徹することが求められています。</p> <p>そこで本条では、議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならないことを定めています。</p> <p>なお、資産等の公開については、『政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例』で別に定められています。</p>
-------	---

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 議員の資産等公開 各議員は、「政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づいて、議長に下記の報告書を提出している。 提出された各報告書は、議会事務局において保存し、閲覧に供しており、保存期間は5年間となっている。</li> <li>○資産等報告書 議員が所有する土地や建物、預貯金などの資産についての報告書</li> <li>○資産等補充報告書 議員の土地や建物、預貯金などの資産の増加分についての報告書</li> <li>○所得等報告書 議員の所得についての報告書</li> <li>○関連会社等報告書 議員が報酬を得て役員や顧問などに就任している会社その他の法人についての報告書</li> </ul>
------	---

評 価	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 条文中に規定されたとおり職責を全うしている。</li> </ul>

今後の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、市民の負託にこたえていけるよう努力を続ける。</li> <li>• 政治倫理の確立のため、引き続き資産等公開を適切に行っていく。</li> </ul>
------------	--

項 目	第27条「議会事務局」
-----	-------------

条 文	第27条 議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図るものとする。
-----	--

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会事務局の在り方について規定したものです。</p> <p>【解説】 地方自治法第138条第2項により、市町村の議会には条例で議会事務局を置くことができるものと定められています。</p> <p>本条では、議会の機能を強化するとともに、議会活動を円滑かつ効果的に行うために議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ることとしています。</p>
-------	--

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会事務局の組織 令和4年4月1日現在の議会事務局の組織体制は以下のとおり。 (定数36名、現員36名)</li> </ul> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR     A[事務局長] --- B[総務課長]     A --- C[政策調査課長]     A --- D[議事課長]     B --- E[庶務係長]     B --- F[秘書担当係長]     B --- G[調整担当係長]     C --- H[政策調査係長]     C --- I[広報担当係長]     D --- J[議事係長]     D --- K[委員会担当係長]     D --- L[委員会担当係長]     E --- M["係員 (7名)"]     H --- N["係員 (6名)"]     J --- O["係員 (10名)"]           </pre> </div> <p style="text-align: right;">※ ( ) 内職員定数</p> <p>&lt;議会基本条例施行(平成25年4月1日)後の主な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月には、5月に札幌市議会議長が全国市議会議長会会長に就任することを受け、総務課に議長会担当課長(1名)、調整担当係長(1名)を新設するとともに、政策調査課の政策調整担当係長を廃止し、調査係長を政策調査係長に名称変更した。</li> <li>平成31年4月には、札幌市議会議長が全国市議会議長会会長を退任することを受け、議長会担当課長(1名)を廃止した。</li> </ul>
------	--

<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局体制は必要に応じて見直しを行っており、円滑な議会運営や各種調査の補佐など、議会活動に必要な機能を果たしている。</li> </ul>
<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政課題が複雑高度化するなか、議会機能を強化し、より議会活動を効果的に行えるよう、適正な事務局体制を適宜検証し、必要に応じて見直しを図っていく。</li> </ul>

項 目	第28条「議会図書室」
-----	-------------

条 文	第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮するものとする。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会図書室の在り方について規定したものです。</p> <p>【解説】 議会図書室は、地方自治法第100条第19項及び第20項により、議員の調査研究に資するため議会に附置すること、さらに一般にこれを利用させることができるものと定められています。</p> <p>本条では、議員の調査研究に資するという議会図書室の設置目的を踏まえて、これを充実強化するとともに、一般利用にも配慮することを定めています。</p>
-------	--

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会図書室の充実強化 時宜にあったテーマに沿って新刊を購入するとともに、特集コーナー・新着図書コーナーを設置している。</li> </ul> <p>&lt;図書購入費予算額（令和3年度）&gt; ・400,000円</p> <p>&lt;蔵書数（各年度4月1日現在）&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,116冊</td> <td>4,225冊</td> <td>4,321冊</td> <td>4,413冊</td> <td>4,525冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;年度別図書貸出数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>149冊</td> <td>128冊</td> <td>86冊</td> <td>125冊</td> <td>68冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;利用者数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1037人</td> <td>673人</td> <td>673人</td> <td>402人</td> <td>244人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;年度別新規図書購入冊数&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>93冊</td> <td>69冊</td> <td>116冊</td> <td>87冊</td> <td>85冊</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4,116冊	4,225冊	4,321冊	4,413冊	4,525冊	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	149冊	128冊	86冊	125冊	68冊	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1037人	673人	673人	402人	244人	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	93冊	69冊	116冊	87冊	85冊
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																					
4,116冊	4,225冊	4,321冊	4,413冊	4,525冊																																					
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																					
149冊	128冊	86冊	125冊	68冊																																					
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																					
1037人	673人	673人	402人	244人																																					
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																					
93冊	69冊	116冊	87冊	85冊																																					



<p>評 価</p>	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員による調査研究や議案の審議、政策立案等に資するため、蔵書の充実をはかっている。</li> </ul>
<p>今後の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、蔵書の充実をはかるとともに、議員は積極的に図書室を活用していく。また、市民の利用にも十分配慮していく。</li> </ul>

項目	第29条「最高規範性」
条文	第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、議会における最高規範たるこの条例の位置づけについて規定したものです。</p> <p>【解説】 条例と条例の間には法的な優劣はなく、どの条例も規範としての効力は同一です。しかしながら、この条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、本条では、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めて、議会における最高規範として位置付けています。</p>
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会に関する条例の制定・改廃 平成25年に議会基本条例が制定されて以降、議会に関する条例・規則などの制定・改廃に当たっては、議会における最高規範である議会基本条例に規定する事項との整合性を確認してきた。</li> </ul> <p>&lt;改正した規則の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市議会会議規則（令和3年3月30日最終改正公布） 議員の欠席事由をより具体化させるとともに、請願・陳情を提出する際の押印規定を一部見直した。</li> </ul>
評価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には、この条例に定める事項との整合性を確認している。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、議会に関する条例・規則などの制定・改廃に当たっては、議会における最高規範である議会基本条例に規定する事項との整合性を図っていく</li> </ul>



項 目	第30条「条例の見直し」
-----	--------------

条 文	第30条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。
-----	---

趣旨・解説	<p>【趣旨】 本条は、この条例の見直しについて規定したものです。</p> <p>【解説】 議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくためには、必要に応じて条例の内容について見直すことが求められます。 そこで本条では、条例の施行後も、議会が必要と認めるときは、条例の見直しを行うことを定めています。</p>
-------	--

取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例の検証 本報告書のとおり、議会機能強化・改革検討委員会において、札幌市議会基本条例に係る実施状況について検証を行った。 全31項目（前文・条文）の検証結果は以下のとおり。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>十分 できている</th> <th>ある程度 できている</th> <th>できていない</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検証結果</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、検証結果を踏まえた今後の方向性の検討において、今回の検証では、見直しが必要な条文はなかった。</p>	評 価	十分 できている	ある程度 できている	できていない	その他	検証結果	11	17	0	3
評 価	十分 できている	ある程度 できている	できていない	その他							
検証結果	11	17	0	3							

評 価	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例の制定から8年が経過しているため、議会機能強化・改革検討委員会において、本市議会の取組を踏まえた検証を行っている。</li> </ul>
-----	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各条文の「今後の方向性」に記載する内容に取り組んでいくとともに、今後も必要に応じて検証を行い、条例改正の必要があるものについては適宜見直しを行っていく。</li> </ul>
--------	--

